

平成十三年十月三十日～十二月二日

展 示 目 録

史 書 の 世 界

宮 内 庁 書 陵 部

廿七年夏四月己亥朔壬寅近江國言於
菟生河有物其狀如人秋七月播津國有
漢父沉已於堀江有物入已其狀如兒非
真非人不知所名

十八年秋八月掖政人二口流來於仔豆
嶋冬十月以砂礫菁檜隈陵上則城外積
土成山仍每代科之連大柱於土山上特
倭漢坂上直樹柱勝之大高故特人号之
曰大柱直也十二月庚寅朔天有赤氣長
一丈餘形似碓尾是歲皇太子嶋大臣共
議之錄天皇記及國記臣連伴造國造百
八十部并公民寺本記

廿九年春二月己丑朔癸巳半夜庶戶豐
聰耳皇子命薨于斑鳩宮是時諸王諸長
及天下百姓忠長者如失愛兒而塩酢之
味在口不嘗少幼者如已父慈母以哭泣

1 日本書紀

養老四年（七二〇）に完成奏上された勅撰の国史。六国史の最初に位置する。本文三〇巻。他に系図一卷があったが散逸。神代より持統天皇十一年（六九七）までの歴史を記す。撰者は舎人親王ほか。展示本は折本七帖よりなり、三〇巻のうち卷二神代下、卷一〇応神、卷一二履中・反正、卷一三允恭・安康、卷一四雄略、卷一五清寧・顕宗・仁賢、卷一六武烈、卷一七継体、卷二一用明・崇峻、卷二二推古、卷二三舒明、卷二四皇極の各天皇紀を収録する。もと卷子本。巻により書写年代は異なるが、鎌倉時代以後とされる巻二以外はすべて平安後期の書写であり、うち卷二三には永治二年（一一四二）の奥書がある。図版にみえる推古天皇二八年条には、聖徳太子が蘇我馬子と共に「天皇記及国記・臣連伴造国造百八十部并公民等本記」を編纂したことが記される。これが記録に残る日本で最初の修史事業であるが、これらの書は未完成のままであつたらしく、皇極天皇四年（六四五）六月に馬子の子蝦夷が滅んだ際にその邸宅と共に焼失し、わずかに国記のみが運び出されたという。



23 孝明天皇紀附図



(下絵『孝明天皇紀附図原稿』)

23 孝明天皇紀附図

『孝明天皇紀』の編纂に際して画かれた附図。一帖。編纂にあたった先帝御事蹟取調掛は、その過程において絵図作製の重要性を認め、明治三十年（一八九八）よりこれに着手し、子爵北小路隨光、子爵入江為守、円山派の画家香川陽太郎に絵様調製を囑託した。この三名が作製した当初の図案七十余種は、取捨選択されて最終的に三五図・四五葉となった。附図は先帝御事蹟取調掛編修委員松浦辰男の解説（参考展示『孝明天皇紀』首巻下所収「附図目録并略解」）を添えて明治三十八年三月に完成し、その後内閣印刷局で石版刷りされて翌三十九年に天皇紀（二二二巻一九冊）と共に刊行をみた。展示箇所は安政二年（一八五五）一月二三日の「新内裏遷幸図 建礼門外」である。この附図については、まず香川が下絵（参考展示『孝明天皇紀附図原稿』三〇）を画き、次に松浦以下の編修担当者が天皇紀の編纂史料によってこれを考証（参考展示『孝明天皇紀附図図案附箋』）した後、さらに九条道孝・久我建通らといった旧近侍者で構成される同取調掛の校閲（参考展示『御事蹟掛文書 下 附図考証』）を受けて、図案に幾多の修正が施された。完成附図と下絵の差違はその作製過程における精緻な考証の跡を明瞭に物語っている。

はじめに

今年の展示会は「史書の世界」と題し、書陵部の蔵書の中から、日本で編纂著述された史書とその関連史料を展示することとした。

選んだ史書は一八種で、奈良時代に撰進され、六国史の劈頭を飾る『日本書紀』から、明治時代の編述にかかるものまで、各時代にわたる。これらには官撰・私撰があり、また朝廷を中心とするもの、幕府による自身の歴史、仏教史、明治維新関係のほか、様々な内容があり、あるいは編年体をとる漢文叙述から、仮名書きの鏡物、中国正史に倣った紀伝体、綱文と関係史料原文からなる編年史料体等々まで、各種の史体が見られる。また『孝明天皇紀附図』のような絵図もある。

加えて、それぞれの史書が編述に際し依拠した史料や、編纂・改稿の過程を示すもの、その他周辺の関連文書・典籍を合わせて、全体を二八件としてまとめ、御高覧に供する。これらによって、古代より脈々と受け継がれてきた史書の編述の諸相に接していただければ幸いである。また展示本には、自筆原本・最終清書本や、古写本、唯一伝本、活字本の底本・対校本に用いられたもの、流布本の祖本等の善本が揃っており、様々な観点から十分に御覧いただいて、この展示会が斯界に寄与することとなるように願う次第である。

『日本書紀』に続く勅撰の国史。文武天皇元年（六九七）から桓武天皇の延暦一〇年（七九一）までの九五年間の記事を四〇巻に収める。淳仁朝・光仁朝の修史事業を引き継いで、桓武朝に至って藤原繼縄・菅野真道等により本格的に編纂が進められ、延暦一六年に最終的に完成した。展示本は幕末・明治期の国学者谷森善臣旧蔵の七冊本で、奥書はないが、卜部家相伝本系統の三条西本の転写本である。三条西本の転写本であることが奥書から明らかな兼右本（天理図書館所蔵）と冊数が一致し、各丁の行詰・字詰や内容も酷似しており、両者は兄弟本とみられることがその証左となる。書写年代は江戸初期とされてきたが、兼右本と同じ一六世紀とする説も近年出されている。新訂増補国史大系本の底本に用いられるなど善本として知られているが、本文には朱による校異のほか明暦三年（一六五七）刊行の印本による改竄があり、利用の際には注意を要する。図版は延暦四年（七八五）九月から一〇月の部分で、九月乙卯・丙辰両条に藤原種繼暗殺事件の記事がみえる。

遷遷儼授、字上臣勢朝臣鳴人、後五位下、字上臣原公鑑主、外侍、字下、字實河内國言深水汎溢、百姓漂溺、或乘輿或乘馬、字上、字根食、字絶、字報、字吉、字良、字深、字是、字遣、字使、字出、字兼、字加、字賑、字給、字馬、字山、字切、字唐、字言、字上、字位、字兼、字武、字部、字卿、字藤、字原、字朝、字臣、字兼、字種、字繼、字能、字賊、字射、字堯、字辰、字奉、字當、字至、字百、字平、字城、字補、字權、字木、字侍、字継、字人、字同、字竹、字良、字亦、字黨、字与、字教、字十、字人、字推、字鞠、字之、字並、字皆、字承、字依、字法、字推、字說、字或、字斬、字或、字流、字其、字種、字繼、字泰、字猷、字式、字部、字卿、字大、字常、字師、字三、字位、字守、字令、字三、字坂、字也、字神、字護、字二、字幸、字授、字後、字五位下、字兼、字養、字作、字守、字稍、字近、字廣、字末、字補、字元、字京、字大、字夫、字兼、字日、字錦、字守、字成、字如、字後、字中、字位、字還、字元、字前、字古、字督、字兼、字迎、字江、字按、字察、字候、字延、字感、字初、字授、字三、字位、字拜、字中、字納、字言、字式、字部、字卿、字三、字年、字授、字正、字位、字天皇、字甚、字季、字往、字中、字外、字事、字皆、字取、字決、字馬、字初、字前、字建、字議、字還、字都、字長、字恩、字堂、字草、字劍、字百、字官、字誅、字就、字近、字手、字後、字未、字日、字夜、字兼、字作、字至、字於、字行、字幸、字平、字城、字太子、字及、字石、字大、字臣、字藤、字原、字朝、字臣、字是、字公、字中、字納、字言、字種、字繼、字亦、字並、字為、字留、字守、字照、字矩、字催、字檢、字當下、字被、字傷、字明日、字死、字於、字身、字時、字年、字卅、字九、字天皇、字甚、字悼、字惜、字三、字詔、字贈、字正、字位、字元、字大、字臣、字已、字奉、字造、字東、字大、字寺、字長、字官、字內、字藏、字頭、字後、字中、字位、字下、字上、字朝、字臣、字家、字成、字為、字新

2
3

衛門權督兵部少輔奏作守、字上、字藤、字原、字朝、字臣、字雄、字及、字為、字新、字元、字衛、字士、字權、字察、字辛、字旨、字以、字後、字下、字依、字伯、字宿、字都、字葛、字城、字為、字元、字辨、字後、字下、字百、字兩、字王、字夫、字孫、字為、字出、字羽、字守、字近、字衛、字少、字將、字後、字下、字紀、字朝、字臣、字元、字原、字為、字倫、字亦、字冬、字十、字月、字甲、字子、字元、字除、字後、字下、字吉、字倫、字朝、字臣、字兼、字使、字後、字下、字藤、字原、字朝、字臣、字團、字人、字為、字安、字守、字山、字丑、字後、字上、字藤、字原、字朝、字臣、字是、字令、字具、字門、字守、字因、字宣、字遣、字使、字五、字畿、字內、字檢、字田、字為、字理、字授、字也、字庚、字午、字道、字中、字納、字言、字三、字位、字藤、字原、字朝、字臣、字小、字黑、字麻、字呂、字大、字夫、字後、字五、字位、字上、字筆、字王、字於、字山、字科、字山、字陵、字治、字許、字卿、字後、字上、字臺、字志、字讓、字王、字敬、字位、字後、字五、字位、字下、字紀、字朝、字臣、字馬、字守、字於、字田、字原、字山、字陵、字中、字務、字大、字輔、字守、字上、字當、字麻、字王、字中、字衛、字中、字將、字後、字下、字紀、字朝、字臣、字古、字使、字於、字後、字依、字保、字山、字陵、字以、字告、字靈、字皇、字太、字子、字三、字狀、字中、字遠、字下、字絲、字常、字佳、字龍、字登、字亦、字國、字去、字七、字月、字大、字立、字殺、字損、字復、字百、字姓、字飢、字饉、字並、字遣、字復、字賑、字給、字三、字河、字成、字中、字衛、字中、字將、字後、字下、字紀、字朝、字臣、字武、字部、字大、字輔、字但、字馬、字守、字紀、字朝、字臣、字古、字使、字美、字為、字恭、字謙、字後、字下、字紀、字朝、字臣、字馬、字守、字中、字務、字少、字輔、字後、字下、字下、字毛、字野、字朝、字臣、字幸、字繼、字為、字大、字監、字後、字下、字文、字室、字真人、字子、字老、字為、字云、字善、字頭、字後、字下、字上、字奉、字是、字守

詔曰、字中、字納、字言、字大、字伴、字家、字持、字名、字在、字忠、字當、字立、字百、字枝、字王、字者、字官、字亮、字紀、字白、字磨、字元、字少、字大、字伴、字繼、字人、字主、字統、字以、字大、字伴、字真、字磨、字右、字亮、字元、字京、字之、字造、字東、字大、字寺、字法、字林、字相、字磨、字亦、字武、字部、字卿、字藤、字原、字朝、字臣、字敬、字之、字朝、字禮、字奉、字早、字良、字是、字乃、字君、字止、字謀、字並、字利、字今、字月、字廿、字三、字日、字夜、字家、字時、字藤、字原、字朝、字臣、字兼、字種、字繼、字依、字互、字勸、字賜、字外、字中、字兼、字藤、字原、字朝、字臣、字在、字世、字不、字母、字水、字人、字掃、字退、字止、字皇、字太、字子、字掃、字退、字止、字之、字仍、字許、字託、字進、字衛、字持、字磨、字中、字木、字種、字磨、字二、字人、字并、字力、字之、字致、字中、字之、字是、字日、字皇、字太、字子、字自、字日、字直、字出、字於、字東、字宮、字即、字日、字代、字時、字出、字置、字訓、字寺、字是、字後、字太子、字不、字自、字飲、字食、字積、字十、字餘、字日、字造、字宮、字門、字石、字川、字恒、字幸、字亦、字駕、字紅、字移、字送、字溪、字路、字比、字至、字高、字瀬、字橋、字以、字已、字絕、字或、字屍、字至、字淺、字路、字葬、字之、字至、字行、字幸、字平、字城、字太子、字及、字大、字臣、字藤、字原、字朝、字臣、字是、字公、字中、字納、字言、字種、字繼、字亦、字並、字為、字留、字守、字照、字矩、字催、字檢、字當下、字被、字傷、字明日、字死、字於、字身、字時、字年、字卅、字九、字天皇、字甚、字悼、字惜、字三、字詔、字贈、字正、字位、字元、字大、字臣、字已、字奉、字造、字東、字大、字寺、字長、字官、字內、字藏、字頭、字後、字中、字位、字下、字上、字朝、字臣、字家、字成、字為、字新

丁巳詔主典殿親王乃皇太子是日授位任官
十二月辛未近江國人位七位下勝首益磨起去二
月逢十月前進役吏三百六十餘人以私糧給之
心檢外使五位下讓其父真公有勅許

十月辛未以下其九
字本在支交五
之上

丙子以下八字本
在甲子右隣字下

全字面置直義樂
陰字與

國若江郡浮穴直承子賜姓春江宿祢辛
亥正六位上百濟王安義正六位上百濟王
慶仁並授從五位下丙子政越前國板井
郡荒田於町賜基貞親王癸亥依兵部省
所請以國造田於町地檢承充親王已下五
位已上於人試習内射之資乙丑以從五
位下清原真人秋雄爲侍從從四位下紀朝
臣深江爲刑部大補從五位下藤原朝臣貞

刀鋒續本例而不
例是古例
合爲位下勳等
清原真人長春
年六十一
施行令表詳
抄出令義解本

公爲出雲守從五位上紀朝臣良門爲紀伊
守十二月己巳佐渡國言國例每郡郡司
一人專當貢賦冬中助脩夏月上道而或遭
風波留連海上或供相樸節不得早歸此際
無人充用郡政擁滯請正負外每郡置權任
負支配雜務許之壬申制囚獄司物部刀
緒用胡桃染辛巳施行天長年中所新釋
令義解下詔曰納諸軌物王道所先制以度

3 日本紀略

神代から後一条天皇の長元九年（一〇三六）に至る編年体の史書で三四卷からなる。成立年代は平安末期と推定されるが、編者は不詳である。神武天皇紀から光孝天皇紀までは六国史からの抄出であり、宇多天皇紀以降は『新国史』『外記日記』等に基づいて編纂されたものであるが、神代紀は抄出ではなく、『日本書紀』の本文そのままであることから、後人による補入と考えられている。展示本は久邇宮家旧蔵の三一冊本で、興福寺一乘院の門跡をつとめたことのある久邇宮初代の朝彦親王が、同院伝来の写本から写させたものといひ、文武天皇紀以降は勢多章甫の筆であることが確認できる。流布本に存しない持統天皇紀以前と宇多天皇紀を含む唯一の伝本であり、欠巻の孝謙天皇紀を除く神代紀から宇多天皇紀までは新訂増補国史大系本の底本に用いられている。展示箇所は延暦四年（七八五）九月庚申条から一二月辛未条の部分で、九月庚申条に藤原種継暗殺事件に関与したとされた皇太子早良親王の淡路移送と薨去の記事がみえる。これは親王の怨霊への恐れから桓武天皇によって『統日本紀』より削除された記事であり、現行の『統日本紀』にはみえない。

4 続日本後紀

六国史の一つ。天長一〇年（八三三）から嘉祥三年（八五〇）までの仁明天皇一代の歴史を記し、承和の遣唐使派遣や承和の変の顛末等重要な記事を収める。編纂には藤原良房・伴善男・春澄善繩ほかがあり、途中伴善男が応天門の変で失脚するなど撰者の異動があったが、貞観一一年（八六九）に良房・善繩によって全二〇巻が撰進された。古写本に恵まれず、流布本の源流三条西公条書写本は所在不明であり、現存諸本には錯簡や省略がみられる。展示本は谷森善臣が寛政七年再刻版本に前記三条西本との異同や伴信友ほかの校合を朱・赤褐・藍筆等色別で書き入れたものである。注目したいのは掲出の承和元年（八三四）一月辛亥条が三条西本では書き入れなかったことを示す傍書があることで、これは三条西本の写しで新訂増補国史大系底本の谷森本（谷一三〇九）でも確認できない。このように当本は三条西本の形態を知る手がかりが随所にみられる重要な本といえる。掲出部分にはこのほか現存諸本で省略されている記事を『類聚国史』によって補っている箇所や『令義解』施行の記事などがみえる。

公請之日無由進退伏望自今以後件任存被下經詳知然後
 頒給其與不之狀經所押署傳進前司者如此奏狀款下任存經
 令經所承其由雖無任存自知任限令頒件別當被任之日必令
 有察備經承知不可更下任存

其七應禁毒捕魚事如前諸國百轉每至夏則刑取諸毒木皮搗
 碎散於河上在其下流者悉共大小拳種共死其元謀所事在魚
 至于共介無用於人而後非其專共吞泥沙人之不仁淫殺至此
 失先皇永遺放生之仁後主益除流毒之害伏望自今以後特禁
 一時之毒殺將枚料共之後死勅宜俾內外通行世百甲子延八
 十二備限以三日於紫宸殿轉讀大般若經七日已天皇於清
 涼殿設祕宴慶賀皇太后冊三筆也皇太后去年春秋滿卅天下
 過密不申勸諫故延而行之命內藏寮辦設衣被頂食凡其獻物
 供具不可算數親王公卿皆悉侍宴雅樂管絃鼓鐘童子十八人

進出舞殿前先享七許日擇取五位以上子有容克者於左兵衛
 府習舞也身親親王舞國王上下觀者感而並演舞畢外祖又奏
 議後三位行洛部卿在原朝行平儀舞臺下抱持親王歡躍而
 出親王平時羊八戲太上天皇才八三子也日暮酒酣勸喚親王
 公卿昇殿絲竹合奏樂飲極觀竟酒之後勸祿有差也日庚午後
 奏議後位上行皇太后宮大夫藤原朝臣國經云四位下亮後五位下
 藤原朝臣豐範大進後五位下菅野朝臣直臣少進後五位下藤原朝臣
 近野並後五位上少進云六位上藤原朝臣良範後五位下雅樂少允後
 七位上春海連負吉外後五位下云四位下藤原朝臣榮子從三位從
 五位上和氣朝臣德子云五位下元位女侍朝臣睦子從五位下榮子云下
 侍奉皇太后宮敬有此投焉夏四月美自相勸侍臣飲於宣陽殿
 西廂左右近衛奉音樂勸祿有差也日己卯式部兵部二省奏擬
 階超母天皇不御紫宸殿右大臣源朝臣多美勅命二省向有家

由是慶有以吾竹橋銓於親王御父武百官畢
 會

陽成院后 皇太后藤原高子 號敬子長良 号二冬后

元慶六年三月廿七日九於清涼殿有太后世賀事
 親王公卿獻物各有數雅樂頭在座朝臣載春陳敷
 鍾川入樂人入自月喜門之有樂童白十八人先寧
 中許日取五位上子於左兵衛府習樂也云童子一出

樂員載親王來凌王諸親者感而並演舞親王于時
 年八歲 太上天皇才八 日暮酒闌舉火直燈有彩結
 親王公卿殿上奏歌備奏樂飲酣暢竟酒之後賜祿
 有差

又日庚午太上天皇長女大納言藤原良在御同冬
 藤原朝臣同山陰朝臣同國經朝臣同有貴朝臣殿上
 有叙位陰月議皇太后宮大夫藤原朝臣國經叙位

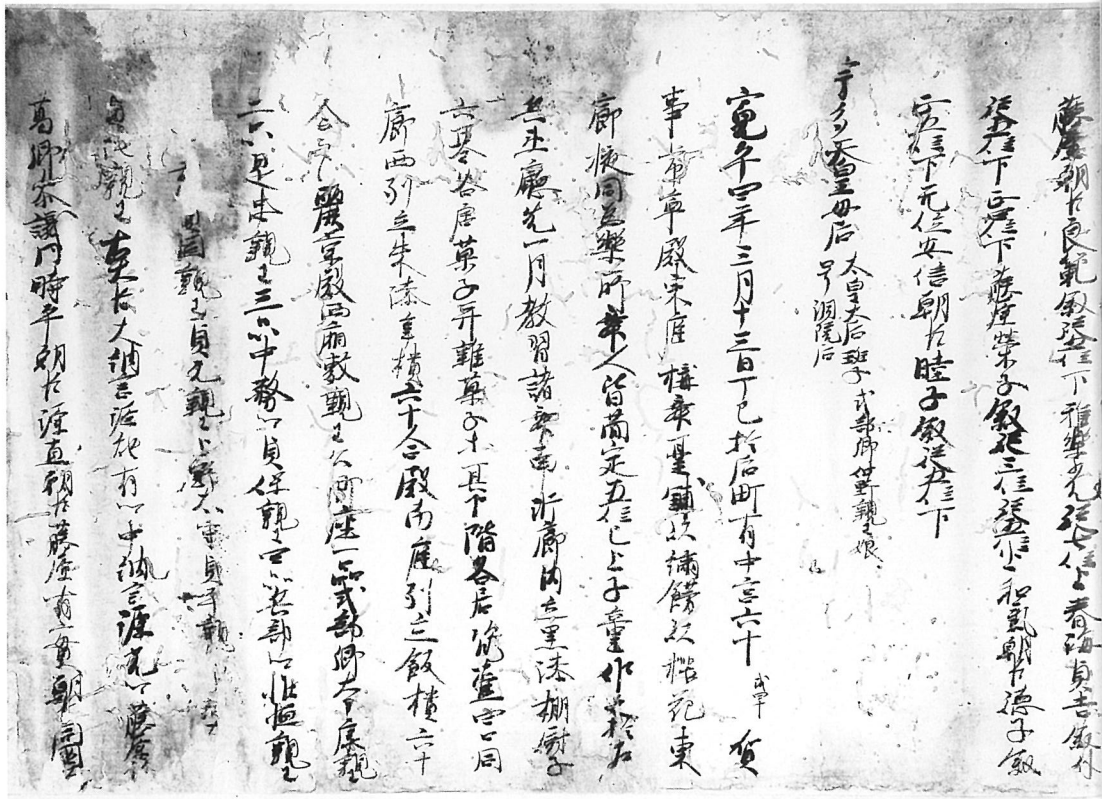
片上進位下藤原朝臣近野等並叙位下藤原朝臣直臣

5 日本三代実録

六国史の最後に位置する勅撰の国史。清和・陽成・光孝天皇の三代二九年（八五八〜八八七）を記述する。全五〇巻。編纂は宇多天皇の勅により寛平五年（八九三）頃から、源能有・藤原時平・菅原道真・大藏善行・三統理平によつてはじめられ、延喜元年（九〇一）に完成した。ただし能有の死、宇多天皇の讓位、道真的失脚等により、完成まで従事したのは時平と善行の二人で、このうち実質的な編纂の中心は大外記であった善行とみられ、外記の職務日記である『外記日記』が編纂材料の一つとして用いられたと考えられている。他の五国史は日付の記載に干支のみを用いているのに対し、本書は干支と日子の両方を記すほか、記載内容も恒例・臨時の行事の初見に際し、その内容や様子の説明を記す等、詳細な記述方針がとられている。展示本は谷森善臣旧蔵本。卜部家相伝本等を三条西実隆・公条が書写した本の忠実な転写本であり、所謂細字本に属し、新訂増補国史大系本の底本に用いられている。江戸時代初期の書写。展示箇所には元慶六年（八八二）三月の陽成天皇母后藤原高子（八四二〜九一〇）四〇歳の算賀の記事がみえる。

6 母后代々御賀記

天皇母後の算賀記事を選した部類記。清和天皇母后藤原明子四〇歳・五〇歳、陽成天皇母后藤原高子四〇歳、宇多天皇母后班子女王六〇歳、村上天皇母后藤原穩子五〇歳・六〇歳、一条天皇母后藤原詮子四〇歳の各算賀記事をおさめ、なお「執柄北政所賀」と題し、藤原道長室源倫子、藤原師通室藤原全子の記事をおさめる。伏見宮旧蔵本で南北朝期の書写とされる。5『日本三代実録』の元慶六年高子算賀記事に対応する箇所があり、展示したものである。このうち三月二八日の叙位除目儀における官位姓名の記述形式に注目すると、『外記日記』の特徴と一致しており、このことからこの条は『外記日記』の逸文と考えられている。さらに『日本三代実録』の展示部分と比べてみると、一致した点がみられることから、『日本三代実録』の当該箇所は、『外記日記』が編纂材料として用いられたと考えられている。



一日美高平座也 亦誠不恭 殿下台打社下作摩
會老父 三日於非遠使屬尉延信朝壇祀

八日春日遊宴 九日蛇在外記明邊可志控異

十日雅樂頭豐原重將頓死 五十五

十一日於岡勝寺被燒院三十九日所法事 十三日三陸町

燒亡 十八日度實岡宗寺取勝會始也上御被定日

僧者今日度工被定親音院頂日時備若今日不社之

法勝寺大衆會僧若上御已下引來寺家二社勝也

并灌頂如恒諸大史不亦住諸司官人執侶

廿日百使大宅因忠死去為放先社又傳件放先禁園園

廿一日岡勝寺灌頂也上御被定日時備若法大史五乘

廿二日甲午寂勝會結齋也午後檢向飛定之希派

清道之着役所被定中在清水有茂行幸日時石上月

廿三日辰 左中弁背信朝下大外記所中在太史所行

檢非連使石衛門尉子賴忠行幸

廿三日法勝寺大衆會始也

廿八日度子大衆會結齋也今日石清水有茂行幸事

所始也大藤上御以下入六信外記進奉之同法湯

頭守區指助與萃勸益右大史宗達取抄入更

御相系入先覽度源解文次被補造東大寺長作下

右若保事詠有不亦信打社次内下

九日幸已晴今日官方人入地未在外記門外人見

付後入中一新外史依上藤命申合雨長者云指

沙 九下馬佐族

十日幸晴維摩會始也頭弁奉抄辰利雅樂頭豐

原重時頓滅

十一日美未晴泰衡与三一署打板今日官方人不被

祭官方八日近日各覽旨而今日不亦有其改改到限一退書議泰陣今日於岡

勝寺被檢院三十九日法事仍雨院清事諸之奏

十二日甲申雨 休也

十三日乙酉晴寅社三奈南町東西燒也

十四日丙戌晴申社大外記以助正被命日自未十八日

云被始行岡宗寺寂勝寺并觀音院灌頂幸下

旅行者丁申示由

十五日丁亥晴

十六日戊子陰

十七日己丑晴早且詣長者許次奈京整奈德清得

申寂勝寺并觀音院灌頂後人散狀次白敷人并清

料及映 後佛踏

十八日度富晴 休也已冠奈陣午後分并官長者

一萬三十一已下衣入中社檢奈德宗彌御衣着休座

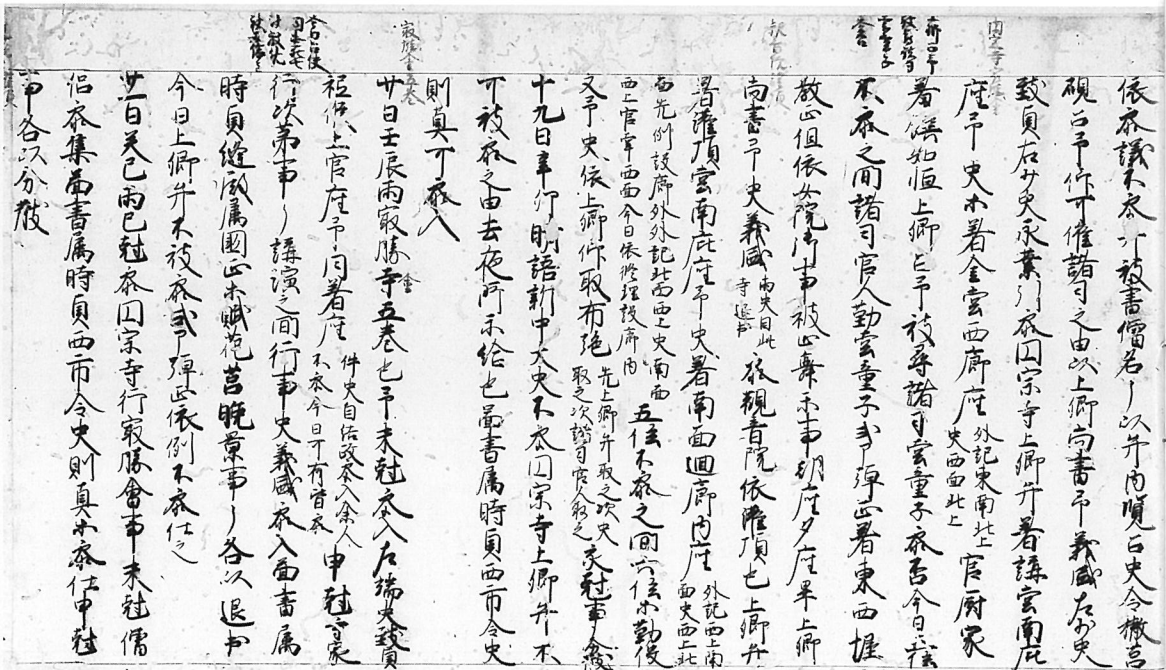
被定岡宗寺寂勝寺觀音院灌頂日時備若并法

7 本朝世紀

平安時代の私撰国史。藤原通憲(信西、一一〇六〜五九)が鳥羽法皇の内命を承け、『日本三代実録』を継ぐ史書として編纂。当初は宇多天皇から堀河天皇に至る一五代の通史を予定したが、後に鳥羽・崇徳・近衛天皇三代を加え一八代に拡大された。しかし、成稿したとみられるのは宇多朝一代のみで、残り一七代については未定稿に終わったと考えられている。流布伝本の所収年次は朱雀朝の承平五年(九三五)より近衛朝の仁平三年(一一五三)に及ぶが、その間欠年も多い。本書の主な編纂材料は外記の職務日記である『外記日記』や『師遠記』『清原重憲記』等の外記の私日記であり、これらは採録に際し編者の手がかかり加えられている。また『江記』『経宗卿記』等の公卿の日記が本文の補説としてそのまま引載される場合もある。展示の伏見宮本は、未定稿の部分が鎌倉時代に書写されたもので、流布本の祖本に位置する。もとは四〇巻以上存したが、散逸もあり、現在は当部に二二巻が伝存する。展示箇所は久安元年(一一四五)一〇月条である。なお、伏見宮旧蔵本は天理図書館にも残簡一巻が所蔵されている。

8 清原重憲記

平安時代後期の少外記清原重憲(生没年未詳)の私日記。天養元年(一一四四)・久安元年(一一四五)の二箇年の記事が伝わる。重憲が外記として参任した朝儀等を詳細に記録したもので、他の外記の私日記と共に『本朝世紀』の編纂史料となった。ただしその利用においては、本記の原文がそのまま引用されるのではなく、『本朝世紀』編者による抄出・書き換え等が行われている。展示の伏見宮本『清原重憲記』は鎌倉時代の古写本で、全五巻。展示箇所は久安元年一〇月条である。これを7伏見宮本『本朝世紀』の当該部分と比較すると、一〇月九日以後の『本朝世紀』の記事は『清原重憲記』の記文を節略していることがよく窺える。また『本朝世紀』に一二日及び一四〜一七日等の記事がないのは、『清原重憲記』自体に記文がなかったり、国史として採るべき記事が記されていないと判断されたからであろう。本記が『本朝世紀』編纂の直接材料となった明証である。



御産部類記

醍醐天皇 贈皇太后藤原尊子 内
仁和元年六月一日
寛平元年十一月六日
諸王法皇百官人未定所食上宣朕所信
漸積其間二皇子生長
賜恩賜恒賜
立皇太子
黃賜諸事
不極舊例
百官人未仕奉



仁和元年六月一日
寛平元年十一月六日

諸王法皇百官人未定所食上宣朕所信

漸積其間二皇子生長

賜恩賜恒賜

立皇太子

黃賜諸事

不極舊例

9 御産部類記(本朝世紀逸文)

『御産部類記』所収の『本朝世紀』逸文。「寛平一代国史」とも称される『本朝世紀』宇多朝の記文に相当し、そこから醍醐天皇の御誕生・立親王・立太子関係記事を抄出したもの。『本朝世紀』編者は、最終的に宇多天皇から近衛天皇の一八代の国史編纂を目指したが、一応の成稿を遂げたのは宇多朝一代のみで、他の一七代の国史は未定稿のまま残されたらしい。しかし、未定稿部分は鎌倉時代に書写されて伏見宮家に伝わり、これを祖本として転写本が広まったのに対し、定稿の宇多朝部分は室町時代以後伝来が途絶えてしまう。その意味で、『御産部類記』に本逸文が伝存したことは重要である。なお展示の伏見宮本『御産部類記』は全一九巻、鎌倉時代書写。天皇及び皇子女の御誕生関係記文を諸記録から抄出・編纂した部類記で、『本朝世紀』以外にも多くの貴重な逸文を収載する。編者は未詳であるが、西園寺公衡(一二六四〜一三一五)の編纂とみられる巻も存在する。

10 百練抄

平安鎌倉時代の歴史を編年体で記述した史書。書名は『白氏文集』の百練鏡の詩に由来している。全一七巻であったが、今は巻四〜一七のみ伝わり、その記述の範囲は康保四年(九六七)冷泉天皇の即位より正元元年(一二五九)龜山天皇の即位までである。作者・成立年代は明記されていないが、龜山朝(一二五九〜七四)あるいは後宇多朝(一二七四〜八七)の成立と考えられている。記述の形態は各天皇ごとにまず略伝を載せ、ついで朝廷を中心とした出来事を年月日にかけて記している。展示本は巻五が欠の一三冊本で、葉室家の旧蔵にかかる江戸時代の写本であり、各冊に「葉室庫」「頼重」の朱印がある。嘉元二年(一三〇四)の金沢貞顕書写の旨を示す本奥書存するほか、巻八には「寛永第九六初九/一校了 見合了」との奥書がある。展示箇所は頼朝の東国支配を公認した「寿永二年十月宣旨」について記載のある箇所である。



九年七月廿二日... 被誅... 之由

其即後三人向其... 滿大即小桐園... 共被誅

又畠山... 中之孝子... 院中... 之梅上東上西... 蓋迴用... 兵衛尉清... 佐國... 利三... 長江... 長門... 河越... 小郎...

11 吾妻鏡

鎌倉幕府の創設から中期頃までの事蹟を、幕府自ら編纂した編年体の歴史書。東鑑ともいう。治承四年(一一八〇)以仁王令旨が下されてより文永三年(一二六六)の六代將軍宗尊親王の帰京までを記す。近年の研究により、一四世紀初頭(一三〇二〜四)、問注所執事大田時連・政所執事二階堂行貞らが中心となって完成させたということが明らかにされてきた。ただし近世以前の早い段階で、完本に近いものはずでに失われ、徳川家康の蒐集によって成った「北条本」五一冊が、江戸時代以来の流布本の基礎となった。展示本は、伏見宮家旧蔵の一卷本で、正治元年(一一九九)から暦仁元年(一二三八)までのうちの、一七日分だけの摘録ではあるが、宝徳二年(一四五〇)の仮名暦の紙背に記されており、その頃の写本と考えられ貴重である。新訂増補国史大系の校訂本としても使われている。展示箇所は、元久二年(一一二〇五)六月二日条で、畠山重忠一族が、北条氏に滅ぼされた場面。参考展示は、伏見版と呼ばれる、家康の命により刊行された慶長一〇年(一六〇五)の木活字版本で鷹司家に伝来したものの。同日条を掲げておいた。

仏教伝来から鎌倉時代までの仏教史。著者の虎関師鍊（一二七八〜一三四六）は五山の禅僧で、三聖寺の東山湛照などに師事し、三聖寺・東福寺・南禅寺の住持を歴任した後に東福寺海蔵院に退居、本覚国師と特賜される。元亨二年（一三二二）本書を完成したが、伝・表・志からなる体裁は中国の史書に倣い、僧伝に關しては日本で初めて完備された書としてその評価は高い。虎関師鍊は同年朝廷に本書を献上し、これを大藏經に入れられんことを願ったが果たさず、没後の延文五年（一三六〇）に勅許が出た。貞治三年（一三六四）海蔵院の無比单況が宋版一切經に模して印刻を開始し、永和三年（一三七七）完成した。これが掲出の五山版三一帖で、現存版本では最古であり、新訂増補国史大系本の底本となっている。図版は卷八、一山一寧の条及び朝廷に献上の際に付した上表文。なお、一山一寧に日本の僧についての知識の乏しさを論されたことが本書執筆の動機となつたとする『海蔵和尚紀年録』（続群書類従卷二二二）を参考に展示した。

（上表文）

釋一寧、釋一山、宋之台州胡氏之子也。幼投郡之鴻福寺、黜其寺、席下不久去、聽律于鹿真學台、于延慶已而嫌義學上天童、質疑堂頭、敬簡翁又依鄭之珍、藏史珍移而愷、東叟來及照、寂憲彌頑、撫互相移來、寧奉事四師而欽彌之好、開誘一日從容酬酢、至我無一法、與入繼爾、投奠又謁環溪橫川諸耆宿、深造詣、單北元華、宋蘭法、祖印寺香供識、願拂也、居十歲移補附山、永仁六年、我商船達明境、初辛巳之夏、元國樓船偵我西鄙、神靈戮力、風波破蕩、元主秦心不止、奇謀百計、以我、卿、淨、屠、論、寧、藩、撫、寧、逼、不、得、已、駕、船、著、大

上元、釋書、臣僧、釋書、以、聖明之代、必有著述、其宋者尚矣、昔者漢武之雄略、天子長纂、史記馬宋仁之寬厚也、宋叔修、吾書、馬、作、元、高、出、諸史之上者、無乃二王、文惠之、乎、我、金、仙、氏、之、道、雖、方、外、表、之、餘、至、有、釋、編、旨、非、不、慈、彌、矣、嘉、祥、之、倉、梁、也、遂、高、祖、之、仁、裕、矣、慶、明、之、續、唐、也、遭、大、宋、之、額、無、與、及、天、壽、之、機、瑞、拱、也、皆、泰、平、之、採、遺、義、也、惟、皇、聖、繼、下、立、道、出、震、德、重、氣、京、粟、實、聖、史、姿、雁、中、興、之、運、街、談、衛、話、飛、語、真、後、延、山、大、王、夫、之、至、和、生、異、人、祖、世、善、宗、勲、授、唐、虞、之、德、德、師、鍊、生、無、為、之、清、世、房、玄、門、之、斐、文、僧、史、才、疎、駢、刑、于、於、照、點、紫、氣、博、謝、透、瓜、於、永、安、寔、留、田、之、釋、禪、機、者、也

宰府正安元年也。副元帥平貞時激慈編管
 豆州或稱寧道譽副帥元重祖道此冬延主
 巨福之席尋移圓覺淨智正和二年夏團規
 菴化龍山初建治木上皇開寧德聖屢欲召
 見於是敷元帥府促寧赴上都秋入寺上皇
 幸山間道眷過隆渥其住寶陀指山門曰海
 濤澎湃鐘鼓鏗鏘莫不入理之門麼明提綱
 曰一向恁麼去煙水連天一向與麼來塵埃
 滿面直得去來不以象動靜不以心猶是普
 請邊事未出常情山僧昨日十字街頭高提
 祖師心印及本世出世間萬法一印印定直是法
 法無差今朝白花巖前敷揚古佛家風從聞
 恩修入三摩地盡底揭翻便見頭頭不昧一
 十二面鼻直眼橫三十二身東倒西插與麼
 會得皇恩佛息一時報畢良文天人眾生類
 皆承此恩力再住福山謝兩序者旧曰普化
 成禱臨濟珍重下去楊岐輔佐慈明時出慈
 語是皆感歎之質豈為瑚璉之材福山者東
 尤所則冰清玉潔若顧則虎驟龍馳機鋒附
 星電號令鼓風雷山僧贏得放憨癡閑看寒
 雲自去來雖然莫便是福山為人處麼良文
 妙舞莫誇迴雪手三臺須是大家催良文保元
 年十月寢疾上皇時時問候二十五日上表
 告辭又書偈別眾曰橫行一卅佛祖吞氣箭
 已離絃虛空落地奄然化年七十一上皇幸
 寢室嗟慟便薦宸筵贈國師之號

陛下聖德道五蓋氣德而
 鍾靈濟之譽印鍊之五子之才而成五子之
 事神德明時生然當
 呂世也矣矣然當
 聖代而書出馬堂書
 我若
 父思之購化而
 大垂之金今夫隋珠趙璧照乘夜光父
 棄指手路傍矣有一夫撥拾塵代釋為
 王若有聖不怡哉其不自珍捧獻于
 人其父又重重豈無動喜容乎蓋諸師
 高德不珠璧七百餘年在道傳可謂業
 捐矣即鍊王夫之頑也現斯散落非能無
 擲棄如履至寶不敢私蓄故上
 陛下聖為督越耳林下氣笑餽離氣降
 中慶

官樣存可采入大於戲
 玩舉王者之素也正夫唯輸貢而已然則此書之
 派撒二十
 陛下之任也
 歎德侍奉誠惶誠懼頓首頓首
 言奏二十
 元亨二年附月寸香臣僧上表

十日

兩宮正遷宮山口祭日時定事 前右府信長
神申沙汰也仍祭主二宮杯恒末 奏狀副一通頭
中符付進了 文言乃旧例者也
神官法新事

就前右府出陣 儀別分可抽精誠之懇祈
之旨可被致下知 神官之由被休出之状如件

三月十日

右中抄判 用出致す

四位史少

就前右府出陣 儀別分可抽精誠之懇祈
之旨可被致下知 神官之由被休出之状如件

三月十日

抄判

十一日

甲斐國武田一黨討死三位將信忠の發向

十五日

内侍所臨時神樂奉行職事 頭弁亮房物長

廿六日

皇太神宮造 誓山口祭日時定陣儀上卿 其務

大納言 經元 奉行 職事 宣光
日时 勘文 朝一 音 祓 注 延

外 宮山口祭日時

今月廿五日 美未

時卯

四月三日 辛卯

時辰

15 四卷之日記

壬生季連(一六五五-一七〇九) 編纂
による、後柏原天皇踐祚(明応九年、
一五〇〇)から後陽成天皇讓位(慶長
一六年、一六一一)までの四代にわた
る朝儀関係記事を取録した史書。壬生
家は本姓小槻宿禰で、太政官弁官局の
実務を領導する左大史に任じられる家
柄(官務家)として知られ、同家の所
有する文庫は朝廷や幕府から重んじら
れた。累代当主は朝廷への勘申に備え
るため文書・記録の保管や整理に心を
砕いたが、季連もまた数多くの日記類
を新写し、伝来の文書を整理している。
本書は、戦国時代の混乱により朝廷の
諸公事が多く断絶したままであること
を憂え、今後の朝儀復興の際の参考と
するよう宝永二年(一七〇五)から四
年にかけて編纂されたもので、壬生家
当主の日記・文書のほか、『宣胤卿記』
『中原康雄記』等他家の史料なども用
いている。図版は天正一〇年(一五八
二)三月の部分で、一〇日条に織田信
長の申沙汰による伊勢神宮正遷宮山口
祭日時定と彼の対武田勝頼戦勝祈願
に関する記事が当時の左大史壬生朝芳
筆の文書より引用される。



壬生新写古文書底本
 壬生季連により書写編纂された『新写
 古文書』の底本たる古文書を宮内省国
 書寮で集成したもの。前掲15『四卷之
 日記』展示箇所史料として用いられ
 た壬生朝芳筆による伊勢神宮正遷宮山
 口祭日時定記事及び左大史壬生朝芳伝
 達状写・頭左中将中山慶親伝達状写等
 を掲出した。これ以前内宮正遷宮は一
 ○〇年以上退転していたが、織田信長
 の寄進によりここに両宮そろって実施
 されることとなり、あわせて信長の武
 田勝頼に対する戦勝祈願が命じられた
 ものである。『新写古文書』は壬生家
 伝来の古文書より天曆二年（九四八）
 から元禄七年（二六九四）にかけての
 太政官符・宣旨・綸旨・下文・御教
 書・勘文・書状等といった様々な様式
 の文書を収録しているが、その後、壬
 生家蔵書が収蔵された宮内省図書寮に
 おいて同寮所蔵分よりその底本となつ
 た文書を抜き出し、『新写古文書』収
 録文書の約四分の三を『壬生新写古文
 書底本』の名で一二八巻に成巻整理し
 た。なお史料は新訂増補国史大系で
 は「続左丞抄」の書名で収められてい
 る。

内 官山日祭日時
 今月廿五日未 時卯

四月三日辛卯 時辰

三月三日辛卯 時辰
 三月十日辛卯 時辰
 三月十七日辛卯 時辰

外 官山日祭日時
 今月廿五日未 時卯

四月三日辛卯 時辰

三月三日辛卯 時辰
 三月十日辛卯 時辰
 三月十七日辛卯 時辰

壬生新写古文書底本
 壬生季連により書写編纂された『新写
 古文書』の底本たる古文書を宮内省国
 書寮で集成したもの。前掲15『四卷之
 日記』展示箇所史料として用いられ
 た壬生朝芳筆による伊勢神宮正遷宮山
 口祭日時定記事及び左大史壬生朝芳伝
 達状写・頭左中将中山慶親伝達状写等
 を掲出した。これ以前内宮正遷宮は一
 ○〇年以上退転していたが、織田信長
 の寄進によりここに両宮そろって実施
 されることとなり、あわせて信長の武
 田勝頼に対する戦勝祈願が命じられた
 ものである。『新写古文書』は壬生家
 伝来の古文書より天曆二年（九四八）
 から元禄七年（二六九四）にかけての
 太政官符・宣旨・綸旨・下文・御教
 書・勘文・書状等といった様々な様式
 の文書を収録しているが、その後、壬
 生家蔵書が収蔵された宮内省図書寮に
 おいて同寮所蔵分よりその底本となつ
 た文書を抜き出し、『新写古文書』収
 録文書の約四分の三を『壬生新写古文
 書底本』の名で一二八巻に成巻整理し
 た。なお史料は新訂増補国史大系で
 は「続左丞抄」の書名で収められてい
 る。

七人任奉行... 八、乙卯 稻荷祭

西平... 奉行... 稻荷社

十七日... 奉行... 稻荷社

廿三日... 奉行... 稻荷社

通公

廿八日... 奉行... 稻荷社

五月十日

廿一日... 奉行... 稻荷社

祈... 奉行... 稻荷社

奉行... 稻荷社

五月十一日

奉行... 稻荷社

奉行... 稻荷社

奉行... 稻荷社

少藤舟大内記高以少綱之傳夢勸陸軍之志綱之
在月皇中於 伴備善志 友波三任

十七日今皇第東和宮少綱之仙洞少綱

廿三日今日少綱即位習礼仙洞少綱

廿五日及少綱改元改男相尚元後 誓令

六權人武大座昇及勸修

廿八日少綱即位 丙午九月 外并久我綱之

万東院少綱 在皇中綱 廣陽綱 東松松少綱

本朝傳事少綱傳伏九 南院院少綱 藤原少綱

平松少綱 右少綱 藤原相吉田左少綱 石井少

綱之 眞余使 赤雲少綱之 眞傳 船橋少綱之

賢者 田中少綱 赤雲 伴知地 伴代 燒香 梅井市

香少綱 伴知地 生火官人 山所 右 因記

藤原外記 中務省 平田 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

科兵部 兵庫 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

中興部 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

右少綱 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

藤原大將 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原 藤原

17・18 続史愚抄

江戸後期の公卿柳原紀光（一七四六〜一八〇〇）が編纂した朝廷の通史。紀光は六国史を継承し宇多天皇の代から本書を編纂するという素志を有し、書名の「続史」もこれに由来するとされる。しかし、実際には『百練抄』を承けて正元元年（一二五九）から安永八年（一七七九）まで、亀山天皇から後桃園天皇に至る時代の史実を編年体で記述するものとなった。紀光が編纂に着手したのは安永六年頃であり、翌年権大納言を辞してからは専ら本書の編纂に一身を捧げた。紀光は本書の記述に厳密を期して改稿を重ねており、（一）亀山天皇から東山天皇に至る「初稿本」、（二）亀山天皇から後桃園天皇に至るもので日ごとの記事首部に依拠史料名を註記した「中清書本」、（三）同じ代について依拠史料名を日ごとの記事末尾に註記しつつ記述を拡充した「清書本」（戦災で焼失）、（四）亀山天皇から花園天皇に至るもので依拠史料名を省いた未完の「最終浄書本」の存在が確認できる。これらの紀光自筆本のうち、現在、後陽成天皇から後桃園天皇に至る一二代の中清書本が当部に所蔵され、その他は、西尾市岩瀬文庫に所蔵されている。展示は、清書本の明治初期影写本17と中清書本18で、共に貞享四年（一六八七）四月二八日東山天皇即位礼の記事の存する箇所を掲出したが、記述の順序や精粗などに一部異同がみられる。

19 柳原家雑萃記・柳原家雑萃記別録

柳原家「雑記」を家士の土橋忠種が抜粋した抄出本。いずれも『続史愚抄』の編纂に用いられた依拠史料として、貞享四年四月二八日条の東山天皇即位礼に関する箇所を展示した。17・18に註記された依拠史料名のうち、「雑萃」「雑萃記」は「柳原家雑萃記」の内題「当家雑記抜萃 雑萃記」の略号であり、「家記」は「柳原家雑萃記別録」の内題「当家雑記抜萃 雑萃別録 或号家記」の略号であるとみられる。「柳原家雑萃記」（三冊）は、貞享二年（一六八五）から享保一三年（一七二八）までを、「柳原家雑萃記別録」（二冊）は、貞享二年から宝永五年（一七〇八）までを収めている。両者の内容は、天皇はじめ皇族の動静、主な朝儀祭祀、叙任その他であり、互いに類似する記事が散見されるなど、明確な区別は認め難いのであるが、儀式などに参仕した公卿名の列記などは「柳原家雑萃記別録」に多くみられるという特徴がある。なお、図版には「柳原家雑萃記別録」を掲げた。

錦幡之下、乙亥八月六日忠義、那智山實方院所藏、文書亦曰、乙亥七月十八日忠義、蓋忠義所謂二宮、而乙亥、康正元年、吉野不及再建元、故以甲子行乎、竝未詳、楠氏系圖、正理下亦曰、此時南帝後醍醐帝、四代孫也、赤松反取神器之後、十津川皇居破而崩於北山、高野上高福寺、此所謂南帝指一宮乎、雖系圖脫略、不足為據、今姑附此以備參考、

大日本史卷之七十一終

大日本史卷之七十二

本紀第七十二

權中納言從三位源光圀 修

男權中納言從三位綱條 校

玄孫權中納言從三位治保重校

後小松天皇上 紀首揭北朝五主紀

後小松天皇諱幹仁、皇曾祖光嚴帝諱量仁、

後伏見帝第一子也、母廣義門院、皇胤紹運

正統記、皇正和二年七月九日乙未、花園天

年代略記、

進大日本史表

臣治紀言伏惟

太陽依照率土莫匪

日域

皇化所被環海咸仰

天朝

帝王授受

三器徵

神聖之謨訓

實祚之隆與天壤無窮

國家治亂

一統絕姦宄之窺窬

成靈之遠于華夷有光雖然時運盛衰蓋譬

諸朝暮是以人事得失宜鑒於古今彰往

考來有述有作勸善懲惡或褒或貶屬辭

比事珠方豈無載籍詳內略外正史固存

體裁臣治紀誠惶誠恐頓首頓首欽惟

本朝盡追孝于前人臣五代祖光少而好

學勇乎為義雖身在外乃心

王室每慨舊史之闕文欲修

歷世之實錄開館聘士輯錄名山通邑遠書

購求之切馳使幣于遠邇因人傳

奏

許借

蘭臺石室祕冊繡閣之勤忘寢食於晝夜責

穿馳聘集衆技以成放取捨裁斷發獨得

之特見紀志表傳創立一家之言筆削信

疑庶為萬世之鑑起自

神武至于明德叙次

一百代上下二千載闡幽微顯原始要終陞

大友于帝紀徵老翁之捧日列

神功于后妃揭

20 大日本史

水戸徳川家によつて編纂された歴史書。神武天皇より後小松天皇までの歴史を紀伝体で著述した。明暦三年（一六五七）第二代藩主光圀の発意によつて編纂が開始され、本紀・列伝・志・表の全三九七巻が完成したのは明治三九年（一九〇六）である。編纂に際しては史実の究明をはかり、その上で儒教的価値観によつて、皇統を正閏し、人臣の行動に是非を下すことに主眼が置かれた。神功皇后を后妃列伝に入れたこと、大友皇子を「天皇大友」として本紀に加えたこと、南朝を正統として本紀を立てたことは三大特筆と呼ばれる。また修史事業を通じて水戸学や尊王思想が醸成されていったことも大きな意義をもつ。本書は、文化七年（一八一〇）を嚆矢として、しばしば朝廷への献上が行われたが、展示本は明治四年（一八七一）「刑法志」の完成にともない徳川昭武より献上されたものである。図版は後小松天皇紀の冒頭部分。北朝五代の天皇より書き起こされている。

21 進大日本史表

文化七年（一八一〇）、第七代水戸藩主徳川治紀が、関白鷹司政熙を通じて『大日本史』神武天皇から天武天皇までの本紀二六巻を光格天皇に献上した際の上表文。光圀以来の編纂の歴史や修史上の特色、献上に至るまでの経緯などを記す。藤田幽谷が起草にあつた。献上は、文化三年より開始された紀伝の板刻が、同六年、本紀二六巻分の完成をみたのを機に行われた。文化六年にはまた献上実現への布石として、「論贊」の削除と、「大日本史」という題号が勅許により定められるという編纂史上重要な変更が行われた。「論贊」削除は、易姓革命の歴史を有しないわが国で、臣下が天皇の行為を論評することはよくないという藤田や高橋広備らの批判を容れたものである。題号は、これより前、私撰の史書に過ぎない本書が、「大日本史」という国号を冠した書名を名乗ることはふさわしくないなどとする藤田らの主張により、『史稿』と改められていた。

真主於

連腹西東之爭南北之亂正閏

皇統唯視

神器之在否逆順之際忠奸之別是非人臣

悉由公論而折衷知我罪我蓋深自任刊

之正之有待將來爰自高祖綱條以至先

父治保校訂補修四世之間無怠涸色討

論百年之後稍定願此一家之撰豈云三

長之具徒聞星霜莫竟功緒先臣之所尤

苦心愚臣何敢不竭力曩遭幕府催督將

使史藁上木竊願斯書雖屬私撰苟傳于

世有係

國體昔初脫蒙假冒題辭今且鑄版号無

奏請乃因百揆之吹噓竊取

九重之遏止恭蒙

天意降鑒

許得書名公行於是累葉志願一朝獲伸頭

躍奉承感激無已連命削劇之工永省繕

寫之勞先臣所修大日本史本紀七十三

卷列傳一百七十卷按訂粗完雕刻未半

其志未若干有錄無書者方且補修猶未

全備臣愚以為與其遷延歲月全功告竣

不如嚴立課程隨成

呈上故今紀傳二十六卷刊刻已就著裝成

一函聊先

上送餘將續

進謹隨表以

聞上座

天覽下情無任慚懼戰汗屏營之至臣治紀 誠

惶誠恐頓首頓首謹言

文化七年十一月廿五日奉藏從三位行左近衛權中將源朝臣治紀 上表

十九日 丁萬延二年を改て文久元年と爲す、
 宸記 正月十日、改元日時今日治定故、如先例内
 侍所へ御鈴之事、長橋へ申付置、
 陰陽寮勘進 堅折中廣禮執以同
 陰陽寮 辨申可有改元定日時
 二月十九日 丁丑 時巳
 萬延二年正月十日
 筑前守賀茂朝臣保之
 越前守賀茂朝臣保章

文久元年二月 卷日十二

一 權助兼權藤博士近江守賀茂朝臣保行
 一 助兼藤博士播磨守賀茂朝臣保源
 右一包以常丸上
 幸徳并勘進 四折小廣禮執以
 條事定日時
 二月十五日 癸酉 時巳
 同 十七日 乙亥 時巳
 正月十日 陰陽助保源
 右一包、右ハ無御點何日成共被仰出候之由、以
 常丸申入可爲十七日申出、

24 水戸藩史料

幕末維新期の水戸藩政と国事の記録。本編と別記からなる。全八七冊。明治二年（一八八八）七月、宮内大臣より毛利・島津・水戸徳川・山内の各家に対し旧藩時代の国事執筆に関する取調べにつき御沙汰が達せられ、水戸徳川家よりは本書が編纂されて、明治三六年進奏された（毛利家よりは『旧藩史稿』、島津家よりは『薩藩史料』、山内家よりは『土佐藩政録』『東征記』『北征記』）。本編は嘉永六年（一八五三）ペリー来航から明治四年（一八七一）廃藩置県までの同藩の動向を記述し、別記は藩祖頼房に筆を起し、九代藩主徳川斉昭の治績を中心に本編の前史をなしている。本書の史料採扱の幅は広く、藩内に止まらず、水戸藩が国事に奔走した各地の關係史料を用いて記述されている。展示箇所は、幕府が勅許を待たず日米修好通商条約に調印したことを知った孝明天皇が讓位も辞さずとの強い姿勢を示し、また徳川家が一致協力して外敵にあたるべしとの勅諭、いわゆる「戊午の密勅」が発せられるに至った経緯を記した部分。大正四年（一九一五）一二月、徳川家所蔵本が刊行されたが、その口絵に「戊午の密勅」の原本が掲載され、その所在が明らかになった。参考展示は明治二年の四家宛の宮内大臣達家決裁文書。

件初ノ議ノ決レタル所

近間部下總守使より上京之由乍是も延引之
 由故何卒右兩條總州上京迄も早く可達急
 度申入候事
 衆人之中短慮之沙汰之様申述も可有之
 我乍其者國忠薄輩實尔如前文難捨置事
 と存候間不顧衆慮申述候事
 此宸翰あるや三公以下群臣恐懼し堪へず苦
 諫して之を止め奉れり然とも廷議未だ良謀
 嘉猷の獻應を奉安すへきものあるよりらす
 苦心焦慮五日より七日に至り百方討究の餘
 終ニ勅諭を水戸ニ下し以て幕府を匡輔せし
 むへしとの議ニ決したり是れ八月八日を以



22 孝明天皇紀

孝明天皇の御一代記。天保二年（一八三二）の御降誕から慶応二年（一八六六）の崩御までを、編年史料体で毎巻大要としての綱文と典拠史料により記す。完成本は本紀一一七冊（二二〇巻）及び「摘要目録」等を取めた首巻上・下二冊と附図三五図よりなる。編修は明治二四年（一八九一）に設置され、旧近侍者で構成された先帝御事蹟取調掛の指導により行われ、同二九年末には初稿となる『孝明天皇御事蹟稿本』全一四〇巻が、同三八年にはこれを増補校訂した第二稿『孝明天皇紀稿』が脱稿された。実質的な編修者である松浦辰男の速やかなる完成をとの意見で、翌三九年献上本を含めすべて印刷本として完成している。展示は完成本と最終的な校訂本となる印刷用校訂本。図版は後者の第五九冊より辛酉の年である万延二年（一八六一）を文久元年と改めた二月一九日条。松浦は孝明天皇の宸記を主眼史料と考へ、許可を得て筆写本『孝明天皇宸記』四冊を作成した。図版にみえる「宸記」はこれを引用したもので、この部分の宸記原本は東山御文庫に『辛酉改元并公卿勅使奉幣派遣一条日次草稿』として尚蔵されている。参考展示は御事蹟取調局設置を願う松浦の意見書「御事蹟編纂上二付内々愚意言上」で、書き出しに編纂をはじめた頃の様子が窺える。

て勅説を達せられたる所以にして實に非常
 の勇断ありたるを以て古史五の銘肝録に
 三の御譲位ありて去る御言上して止り給ひ
 五日事あり云々又鶴岡に御譲位の事又八月
 出候存意書取て殿中より御譲位命六日之儀
 近衛公鷹司右府公三條内府公等三日を始り
 御評議にて其御譲位御事起り七
 無之云々御譲位御事起り七
 抑も此勅説に付て八世人或ハ疑を懐く者か
 きよ非ず是事たる當ニ兼人の猜疑を來した
 九重深遠にして世人の窺ひ知ること能ハさ
 るか故かるへし左ニ三條實萬の手記を舉て

大臣言上濟
 明治二十一年七月七日
 大書
 公爵毛利元徳
 公爵島津忠茂
 公爵徳川篤敬
 公爵山内豊景
 嘉永五年以来明治辛未ニ至ル
 其宿落ニ於テ國事ニ執事セシ
 未詳無取調向三々年々期シ編製可
 致旨
 沙汰候其旨相達候事
 但補助費トシテ一々年金千圓宛下
 賜履亭
 明治二十一年七月十日
 宮内大臣
 内蔵寮、通牒之事
 近書冬冬全編編纂御事上ニ至リ御事蹟編纂上ニ至リ

(参考)

25 圖書寮記録

古代から明治前期に至る皇室の諸制度の沿革を関係史料を引用・考証しながら編述したもの。明治一七年（一八八四）八月に設置された図書寮の職掌に「帝室一切ノ記録ヲ編輯」するとあり、それから生み出されたものの一つが本記録である。上編は、親政・詔勅・印璽・皇族・華族、中編は皇家古礼考（臨時篇・恒例篇）・位勲考・正倉院宝庫紀事等の各事項からなる。上編は明治二〇年二月に、中編は同年一二月にそれぞれ刊行されたが、下編は未刊行。本記録の編纂には図書頭井上毅をはじめ、井上頼圀・矢野玄道といった寮員のほか、小中村清矩・村岡良弼・小野正弘等の寮員以外の人々も携わった。展示箇所は、印璽中の明治期の「御璽」と「国璽」に関する部分。なお文中「明治四年以前ハ国璽ノ制無ク」とあるが、現在では慶応三年（一八六七）一二月に「国璽」がつくられ、それが実際に用いられたことが指摘されている。

圖書寮記録卷二目次

第三章	印璽
第一	内印外印舊制
第二	同上考證原文附
第四章	維新後印璽之制
第一	同上引據原文附
第二	親王諸王考
第三	近藤芳樹考案一則附
第四章	維新後皇族紀事
第一	同上引據原文附

26 修補 殉難録稿

勤王派殉難志士の伝記集。宮内省による編纂。本編五六冊（五五巻）、附録一冊、総目録一冊。嘉永六年（一八五三）のペリー来航から慶応三年（一八六七）の大政奉還頃までの殉難者を事件別と藩別とで収める。編纂の起源は明治八年（一八七五）に内務省が慰霊のため各府県に勤王派殉難志士の履歴等の取調べと提出とを求めたことによる。後に宮内省の事業となり、明治二六年から同四〇年にわたり『殉難録稿』として刊行された。歴代の編纂主任は西尾為忠・川田剛ほか。その後修正を加え、四二年一二月に『修補 殉難録稿』が完成した。抑制された筆致で、「事実の真相を得んこと」（凡例）を主眼とした殉難者伝記集の決定版である。展示箇所は坂本直柔（竜馬）の伝記で、慶応二年正月二三日夜、京都伏見の寺田屋で幕吏に襲撃された際の竜馬の奮戦ぶりを記した部分（巻五四所収）。参考展示は基になった『殉難録稿』刊本巻五四と、事件を伝える竜馬の慶応二年二月六日付木戸孝允宛書簡。なお本書の本編と附録は昭和八年（一九三三）『修補 殉難録稿』三巻本として刊行された。

殉難録稿卷之五十四

坂本直柔

坂本直柔、通稱を龍馬といふ。脱藩後姓名を變じて、才谷梅太郎、又は高坂龍次郎と稱す。天保六年十一月十五日、土佐國高知の本町に生る。父を八平直足といひ、同國潮江村山本某の次男なりしが、郷士坂本長兵衛の養子となりて其後を承く。八平性謹直にして、書及び歌を能くし、また弓槍の術にも達せし。母は同藩士井上龍蔵の女にして

押スノ制トス
 御璽ハ二年七月職員令ヲ發シ官位相當ノ制ヲ立ツルノ日始テ用例ヲ定メ敕任官記敕授位記華族ノ相續等ニ捺スル者トス其後贈官位賜謚號ノ宣旨使臣ヲ外國ニ特派スルノ詔書征討總督參軍ヲ任スルノ詔書巡幸中庶政ヲ委テラル、ノ詔書等ニ用ユ別ニ掌璽官ノ制無ク時ニ臨シテ内閣書記官ヨリ宮内官員ヲ經御璽下付ヲ乞ヒ官中ニ於テ踏スルヲ以テ慣例トス
 御璽ハ初メ傳來ノ銅印ヲ用キ四年五月全權大使伊達宗城ヲ清國ニ遣ハスニ際シ印文ノ不明ナルヲ以

テ更ニ石印ヲ彫刻セシメタリ然ルニ紳卒ノ刻字體典雅ナルヲ得ス是ニ於テ宮内省金印鑄造ノ議ヲ上リ翌七年七月刻成ル方三寸篆文ナリ今之ヲ用ユ明治四年以前ハ國璽ノ制無ク中外ニ通シテ總ヘテ御璽ヲ用キタリ四年五月石印御璽ヲ改彫スルニ際シ始テ國璽ヲ制ス亦石材ナリ文大日本國璽トス七年七月御璽ト共ニ金印ヲ改鑄ス方三寸文前ニ同シ今之ヲ用ユ國璽ヲ御璽ト分テ用キタルハ新創ノ制ナリ古ノ無キ所ナリ古ハ内印外印ノ別アリ國璽ハ條約書國書委任狀証任狀條約批准内外人ニ與フル勅記等ニ用ユ

中の次良といへるもの。養皇浴衣のまゝにて樓上にはせ上り。捕支の四方を取圍める様を告ぐ。慎藏は直に手槍を操り。直柔は短銃を持ち。齊しく大聲誰何しつゝ。薩藩士の旅寓に無禮する勿れと呼びしに。彼曰く薩藩とは偽なり。嫌疑の塵あり。神妙に縛につくべしと叫ぶ。直柔曰く。若し疑ふべきものあらば。此地の薩邸に就きて問はるべしとありしに。彼は語を續けて。二人の武器を携ふるはいかんと呼ぶ。直柔からくどお笑ひて。是武士の常なり。亦何をか怪まんと答へ

たるに。支重ぬていひとかむべき辭なく。皆一同に樓を下る。こゝに於て直柔竊に於良に命じ。敵の楯となるべき。障子襖等を取除かしむるうち。捕支等またくゞ楷子を登り來り。揚言して肥後守の命なり。神妙にいだし居れと呼びながら。手に籠燈を掲ぐ。燭光燦々我を射て彼見え。直柔乃ち我輩は薩藩士なり。肥後守の命を受くべきものにあらずと大喝しつゝ。暗中に向て短銃を連發し。慎藏亦頻りに槍を揮ひ亂鎧しければ。捕支縛する術なく。忽ち火鉢を執て我に抛つ。其火

スニ及^レハス然^レレ氏事若シ遷疑セハ津藩長
人ノ關ヲ越ユルヲ距ミ會桑又隨テ其後ニ
起リ終ニ戰端ヲ開カン^一ヲ恐レ津藩ノ稟
狀ニ左ノ批^附紙ヲ下シ以テ無事ヲ謀レリ曰
登坂御沙汰可相待音過日相違候間押掛
入京有之聞敷強テ入京申立候ハ、差留
置御沙汰可相同事

指筆入京日記 載 救 延
落葉 編年 雜錄 非 藏
記 人 日

十二月九日 朝廷尹宮及二條齋敬ノ參朝ヲ

停メ鷹司輔熙父子久我建通及千種岩倉富小
路三朝臣ノ蟄居ヲ釋シ滋野井父子正親町鷲
尾四朝臣ノ差和ヲ解ク
是日議奏傳奏ヲ廢シ總裁議定參豫ノ三職ヲ
置キ有栖川宮ヲ總裁トシ仁和寺宮尾州越前
土州三老侯薩州藝二侯ヲ議定トシ大原重徳
及^レ前^{尾州上野守}五藩士各三人ヲ參豫トス
是ヨリ先岩倉具視ハ中山忠能中御門經之
正親町三條實愛ト謀リ討幕ノ密 勅ヲ薩
長二藩ニ下シ岩倉村ニ間居シ徐ニ時勢ノ

27

27 三条実美公年譜稿本

宮内省蔵版として刊行された『三条実美公年譜』の稿本。宮内省に
おける三条実美の事蹟調査の開始時期は定かではないが、実美存命
中の明治二二年（一八八九）、岩倉具視の事蹟取調べとあわせて行
われていたものが分離され、三条内府公父子（実万・実美）行実編
輯掛が設置された。同二四年、実美が死去すると事業は図書寮に引
き継がれ、同年一二月には『忠成（実万）公年譜』が完成。『三条
実美公年譜』は三三年一二月に脱稿し、翌三四年に一〇〇部が印
刷、関係者に頒布された。稿本は例言・引用書目・綱文目次として
二巻、本文五〇巻（刊行本はそれぞれ一巻、二九巻）で構成され、
叙述は編年形式で、毎巻簡潔な綱文を立て、それぞれ説明と資料が
付されている。内容は、幕末の錯雑紛糾した情勢を明確に分析叙述
しなれば、実美が流離艱難の末ついに大業をなした理由を表彰
できないという考えから、実美個人の事蹟のみならず、幕末維新期
の重要な政治事項の記述が多く、廃藩置県後は簡易な叙述となつて
いる。展示は、実美らの官位が復され入京を許された慶応三年（一
八六七）一二月九日の記述のうち、小御所會議に関する箇所である。

28 橋本実麗日記

橋本実麗（一八〇九〜八二）の自筆日記。文政一一年（一八二八）
から明治一五年（一八八二）まで全四九冊。27『三条実美公年譜稿
本』の依拠史料の一つであり、同じく慶応三年（一八六七）一二月
九日の小御所會議に関する箇所を展示した。実麗は幕末維新期の公
家（羽林家）で、參議等に任じ尊攘派の公卿として活躍した。また
和宮親子内親王の母橋本経子の兄として、和宮降嫁問題に深く関わ
った。本書は昭和一二年（一九三七）に橋本家より図書寮に献納さ
れたが、実麗の幕末期の活動から重要史料として知られており、
『三条実美公年譜』のほか、『大日本維新史料』『復古記』『岩倉公実
記』『孝明天皇紀』『明治天皇紀』などの引用・典拠史料として利用
されてきた。また本日記を謄写したものとしては、明治二二年に帝
国大学臨時編年史編纂掛において筆写された『実麗卿記』（東京大
学史料編纂所蔵）があり、当部では同写本を大正六、七年に謄写し
たものも所蔵する。

内議ヲ定メ密 勅ヲ下シタルヨリ起リ業
千幕府ノ政權ヲ奉還スル微リセハ 勅ヲ
奉シテ討伐ノ師ヲ加ルニ至リシナリキ
千山内豐信此機ヲ察シテ幕府ニ勸告シ慶
喜其説ヲ容レタルヲ以テ千藩ニ隨テ其罪
ヲ問フニ及リカレレト直チ千復古ノ大
東ヲ發シ同時ニ幕府ヲ廢置ヤントアル
至リシカレリ是夜 奉^{入皇}上出テ、小御所ニ御
シ總裁議定參與及五藩ノ重臣ヲ召シテ會
議セシム總裁熾仁親王議定純仁親王晃親

壬中山忠能正親町三條實愛中御門經之參
與大原重徳萬里小路博房長谷信篤岩倉具
視橋本實麗ハ第二席ニ西面シ徳川慶勝松
平慶永淺野茂勲山内豐信島津茂久東面シ
五藩重臣田宮如雲丹羽淳太郎田中邦之輔
中根雪江酒井十之丞大久保一藏岩下佐次
右衛門後藤藤象二郎神山左多衛門將曹久保
田平司ハ第三席ニ坐セリ願望シテ具視旨
ヲ傳ハテ曰ク徳川慶喜大政ヲ奉還シ將軍
ノ職ヲ辭ス今々其請ヲ許シ 王政復古ノ

朝之旨は依原三位に直奉内今夜不退出不知其子細

九日戌子晴午刻斗依旨奉内之必是昨夜大宴華^行言取日見思是

迄了記但蘭台談奏傳奏本日登懸職談定奉崇^三三職^並

之上百又振家華族之号^并止之百^一内外不穩念之時節^傳仰之奉^深憂

慮之間内^一中山前首相談合之必此奉事^事了^了周旋^示依之面會^于前大^大紀

所存之趣^甲近臣^思三^三前^前語^之奉^奉自^自調理^可供^進内^一申^且宗^悟如^乎日

供進之奉^申示^了入^位於^小御^所中^監度^依前^大納^言故^前一^字相^土依^于后

合堂今日上京薩摩^子侍^及召^召已^上藩^主並^並
聖職之依古序華^列奉^下臣^臣仲^宮山^階宮^仁和^寺宮^中

山前大納言三條前大納言^予可^出座^中御^門中^納言^大泉^{宰相}万里^路右^春寺^{宰相}

岩倉前中納言^還前^中納^言中^納言^中御^門中^納言^大泉^{宰相}万里^路右^春寺^{宰相}

慶喜政權返上大樹舞^還月^心天^知無^之心^仍旨^向談^度執^而人^三五^儀說^得難^敵

之由^土依^回慶^喜罪^科不^勝計^難然^情業^報朝^以未^到有^言各^自破^令度^遂彼

政權返上之奉^不向^臣下^一身^決定^程之^英文^之傳^并致^其罪^共評^定席^上并^共并^致

上^標无^之時^英文^之外^并再^依不^論矣^矣知^務中^務談^判難^為并^并

席^相間^難考^上再^談各^還下^更可^出座^尾執^而人^中五^精之^說傳^之旨^之依

之先^奉許^了此^間之^奉向^答奏^論不^違也^也并^并老^母日^未死^治之^間至^別杜^了

十日己晴送昨在朝懸職^仰旨^談定^中山^三幸^中御^門奉^與大^泉万^里路

長^合上^岩倉^實麗^本仲^出尾^限前^土依^薩摩^安藝^談定^并仲^出已^上五^席上

三人^了奉^于仲^出各^御請^三大^宴華^一先^先申^向并^并懸^慶喜^將軍^辭返^并

聞食吟飛返也

18	続史愚抄 中清書本 (19冊の内)	御原本	1冊	柳	57
19	柳原雜萃記 (3冊の内)	柳原本	1冊	柳	17
	柳原雜萃記別録 (2冊の内)	柳原本	1冊	柳	32
20	大日本史 (28冊の内)	御所本	1冊	259	97
21	進大日本史表 (大日本史37冊・附2点の内)	御所本	1冊	553	9
22	孝明天皇紀 印刷用校訂本 (119冊の内)		1冊	456	4
	〈参考〉 孝明天皇宸記 (4冊の内)		1冊	451	12
	孝明天皇御事蹟取調録		1冊	保存文書	
23	孝明天皇紀附図 (孝明天皇紀120冊の内)		1冊	455	5
	〈参考〉 孝明天皇紀 首卷下 (120冊の内)		1冊	455	5
	孝明天皇紀附図原稿 (96点の内)		1冊	451	49
	孝明天皇紀附図案附箋		1冊	455	168
	御事蹟掛文書 (3冊の内)		1冊	455	167
24	水戸藩史料 (87冊の内)		1冊	459	19
	〈参考〉 諸事録 (殉難者及旧藩事蹟取調関係)		1冊	保存文書	
25	凶書寮記録 (6冊の内)	御所本	2冊	A1	1434
	〈参考〉 凶書寮記録稿本 上編卷二		1冊	415	111
26	修補殉難録稿 (58冊の内)	御所本	1冊	271	227
	〈参考〉 殉難録稿 (43冊の内)		1冊	508	7
	木戸家文書 人 226 坂本竜馬書簡 (写真)	木戸本	1冊	F1	5
27	三条実美公年譜稿本 (52冊の内)	三条公行実編輯掛本	1冊	557	65
28	橋本実麗日記 (49冊の内)	橋本本	1冊	508	54

頁	項目	行
23 展示書目	22 孝明天皇紀	15
19 柳原雜萃記（3冊の内） 柳原雜萃記別録（2冊の内）	『辛酉改元并公卿勅使奉幣派遣一条日次草稿』	誤
19 柳原家雜萃記（3冊の内） 柳原家雜萃記別録（2冊の内）	『辛酉改元并公卿勅使奉幣 發 遣一条日次 御 草稿』	正